

## 普通倉庫保管料率表

### 1. 適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって1日から10日までと、11日から20日までと、21日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- (3) 従価率による算出は、寄託申込価格（寄託申込価格が不適正と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- (5) トン数は重量、体積いずれか大なる方によります。
- (6) 保管料は従価率と従量率とによって算出合算した金額の上下それぞれ5%の範囲内とし、銭位をもって四捨五入します。
- (7) 上記により算出した金額を基準に、容（体）積建て、面積建て、個建て、パレット建て等で収受する場合があります。
- (8) 請求各口につき50銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはその端数金額を1円として計算します。
- (9) 請求一口の保管料総額が1,000円に満たないときは1,000円とします。
- (10) 野積保管の貨物であって、特に資材又は設備を要しない場合は、基本料率の2割引以内とします。

2. 基本料率（一期料率）

（単位：円）

分類	品目		甲地		乙地		丙地	
			従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
			1,000円に付	1トンに付	1,000円に付	1トンに付	1,000円に付	1トンに付
穀飼類	米	(1)国内産米	0.79	230	0.73	210	0.64	180
		(2)輸入米	1.45	230	1.33	210	1.14	180
	麦	(1)国内産米	0.79	170	0.73	160	0.64	137
		(2)輸入米	0.79	210	0.73	190	0.64	160
	豆類	(1)コーヒー・ココア豆	2.04	438	1.89	410	1.73	370
		(2)その他	2.66	300	2.45	280	2.28	250
	粉類		1.58	247	1.45	230	1.35	210
	飼料ミール類		1.83	320	1.68	300	1.58	270
	その他飼料		1.83	250	1.68	230	1.58	210
農林水産品	農産物		1.71	320	1.59	300	1.46	274
	製 造 た ば こ		0.75	330	0.69	300	0.64	280
	たる詰 葉たばこ	(1)国内産	0.76	160	0.70	150	0.65	140
		(2)外国産	0.70	170	0.65	160	0.64	140
	その他 葉たばこ	(1)国内産	0.76	140	0.70	130	0.65	120
		(2)ギリシャ・インド ・タイ産	0.70	180	0.65	160	0.64	150
		(3)トルコ産	0.70	210	0.65	190	0.64	180
		(4)その他外国 産	0.70	160	0.65	150	0.64	130
	木 材		1.10	320	1.01	300	0.95	274
水 産 品		1.71	850	1.59	790	1.48	720	
塩・砂糖類	包 装 塩		0.95	180	0.88	160	0.85	150
	撒 塩		0.95	90	0.88	80	0.85	74
	砂糖	(1)分蜜糖	1.71	260	1.59	240	1.48	222
		(2)その他	1.71	380	1.59	350	1.48	320
食料工業品	缶 詰		2.04	342	1.89	320	1.73	290
	雑食料 品 ・飲料	(1)ビール	1.73	280	1.59	250	1.48	232
		(2)その他	2.66	320	2.45	290	2.28	270

分類	品目	甲地		乙地		丙地		
		従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率	
		1,000円に付	1トンに付	1,000円に付	1トンに付	1,000円に付	1トンに付	
繊維製品	織物・同製品・糸	1.23	550	1.18	510	1.07	470	
	撒扱織物・糸	1.23	970	1.18	890	1.07	820	
	綿・合化繊・その他糸	1.23	440	1.18	400	1.07	370	
繊維原料	生糸	0.88	470	0.80	440	0.74	400	
	綿花	1.25	170	1.18	160	1.07	140	
	合繊綿・麻類	1.25	247	1.18	230	1.07	210	
	化繊綿	1.25	190	1.18	170	1.07	160	
	毛類	1.23	470	1.18	440	1.07	400	
紙・パルプ類	紙類	1.71	500	1.59	460	1.48	420	
	撒扱紙類	1.71	580	1.59	540	1.48	490	
	巻取紙	1.71	360	1.59	330	1.48	300	
	パルプ	1.71	270	1.59	250	1.48	232	
金属・機械	地金	1.10	290	1.01	270	0.95	243	
	※貴金属地金	0.047	200	0.045	190	0.043	170	
	鉄材・鉄製品	1.71	152	1.59	140	1.48	130	
	金物製品	(1)洋食器・空缶類	1.10	390	1.01	360	0.95	990
		(2)その他	1.10	1,170	1.01	1,080	0.95	990
	自動車・車輛	1.73	550	1.59	510	1.46	470	
	器具・部品	(1)家庭用電気	2.00	420	1.89	390	1.73	350
		(2)事務用・精密機械類	2.53	940	2.32	870	2.13	800
		(3)その他	2.66	810	2.45	740	2.28	685
肥料類	化学肥料	2.37	160	2.18	140	2.00	140	
	その他肥料	1.25	290	1.18	270	1.07	250	

※「貴金属地金」の従量率は“1トンに付”を“1キログラムに付”とする

分類	品 目		甲 地		乙 地		丙 地	
			従価率	従量率	従価率	従量率	従価率	従量率
			1,000 円に付	1 トンに付	1,000 円に付	1 トンに付	1,000 円に付	1 トンに付
化学工業品	薬品類	(1)医薬品	1.67	570	1.54	520	1.40	485
		(2)その他	2.04	390	1.89	360	1.73	330
	染料・塗料		2.04	670	1.89	620	1.73	570
	化学製品	(1)化粧品	1.73	680	1.59	620	1.46	570
		(2)洗剤類	1.73	340	1.59	320	1.48	290
		(3)汎用合成樹脂素材	1.73	620	1.59	570	1.46	530
		(4)高機能合成樹脂素材	2.66	704	2.45	650	2.25	604
		(5)合成樹脂成型加工品	2.95	350	2.76	320	2.54	300
	油脂・ろう類		2.66	700	2.45	650	2.28	590
窯業品	板 ガ ラ ス		1.71	542	1.59	500	1.48	464
ゴム類	ゴ ム 製 品		2.84	470	2.64	430	2.41	390
	ゴ ム 原料	(1)生ゴム	1.73	600	1.59	560	1.48	510
		(2)合成ゴム	1.73	550	1.59	510	1.48	470
皮革類	皮 革		1.71	1,247	1.59	1,150	1.48	1,064
鉱産品	鉱 産 品		1.71	400	1.59	370	1.48	340
雑品	雑 品		4.38	580	4.07	530	3.73	490

### 3. 割増料率

(1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。

なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乗じます。

イ. 保税貨物 基本料率の 3 割増以内

ただし、無税品は基本料率の 1 割増とします。

ロ. 定温倉庫蔵置貨物 基本料率の 8 割増以内

ハ. くんじょう倉庫蔵置貨物 基本料率の 2 割増以内

#### ニ. 消防法等の危険物

(イ) 消防法の規定による危険等級Ⅰ及び危険等級Ⅱの危険物

並びに危険等級Ⅲの危険物のうち第 4 類第二石油類  
基本料率の 30 割増以内

同 上 危険等級Ⅲの危険物 (第 4 類第二石油類を除きます)  
基本料率の 10 割増

同 上 指定可燃物 (特別の設備を要したものに限り)

(Ⅰ) 損害保険料率算定会の決定による危険品

基本料率の 5 割増

(Ⅱ) 同 上

普通品

基本料率の 3 割増

(ロ) 高圧ガス取締法の規定による高圧ガス

基本料率の 30 割増以内

(ハ) 損害保険料率算定会の決定による A 級危険品

基本料率の 2 割増

同 上 B 級危険品 基本料率の 5 割増

同 上 特別危険品 基本料率の 10 割増

※ (イ)、(ロ)、(ハ) の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

(2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

### 4. その他の料金

(1) 同一荷主からの 1 回の寄託引受において、同一貨物の量が 100 トン以上の場合で、かつ、全量の保管期間が 1 週間以内の場合は、期を跨ぐと跨らないに関わらず、基本料率の 80% 相当額の短期定額料金を適用します。

(2) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書又はこれらに準ずる諸書類の作成

(イ) 在庫証明書、在庫報告書 : 1 件につき 1,000 円

(ロ) 送状 : 1 件につき 500 円以内

(ハ) 温湿度等の調査報告書 : 1 件につき 1,000 円以内

ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行った場合

: 寄託者と協議の上決定した金額

(3) 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会い、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

### 5. 消費税等の加算について

1. から 4. まではによって計算した料金の総額に消費税 (地方消費税を含む。) に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税上屋又は保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

加算に当たっては、1. (8) と同様の端数処理を行います。

普通倉庫保管料級地表

R2. 1. 1

都道府県	甲 地	乙 地	丙 地
北海道	札幌市、小樽市、石狩市	旭川市、函館市、釧路市、苫小牧市、帯広市、室蘭市、留萌市	その他
青森		青森市、弘前市、八戸市	〃
秋田		秋田市、男鹿市	〃
岩手		盛岡市、矢巾町	〃
山形			全県
宮城	仙台市、多賀城市、塩竈市	石巻市、名取市、岩沼市、七ヶ浜町	その他
福島		福島市、会津若松市、郡山市、いわき市	〃
群馬		高崎市、前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、大間々町、大泉町、邑楽町	〃
栃木		宇都宮市、小山市、足利市	〃
茨城		水戸市、日立市、土浦市、鹿嶋市、神栖市	〃
埼玉	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、鴻巣市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、北本市、児玉町、川里町	〃
千葉	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、市原市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市、流山市、八千代市、我孫子市、袖ヶ浦市	銚子市、館山市、木更津市、八街市	〃
東京	区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青海市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国立市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市	その他(島嶼を除く)	島嶼
神奈川	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町	小田原市、秦野市、南足柄市、開成町、大井町、愛川町	〃

都道府県	甲 地	乙 地	丙 地
静岡		静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市	〃
山梨		甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、笛吹市、甲州市、市川三郷町、田富町、富士川町	その他
長野		長野市、松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、塩尻市、佐久市	〃
愛知	名古屋市、一宮市、春日井市、津島市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、清須市、豊山町、大口町、大治町、飛島村	豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、知立市、幸田町	〃
三重	四日市市、朝日町、川越町	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、伊勢市、木曽岬町	〃
岐阜	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、岐南町、笠松町	多治見市	〃
新潟		新潟市、長岡市、上越市	〃
富山		富山市、高岡市、射水市	〃
石川		金沢市、七尾市、小松市、野々市市	〃
福井		福井市	〃
滋賀		大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町	〃
京都	京都市、向日市、長岡京市、久御山町	舞鶴市、宇治市、城陽市、八幡市	〃
奈良	奈良市、大和郡山市、天理市	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、葛城市	〃
和歌山		和歌山市、海南市、田辺市、湯浅町、広川町	〃
大阪	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四条畷市、忠岡町	その他	

都道府県	甲 地	乙 地	丙 地
兵庫	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、川西市	姫路市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	〃
岡山		岡山市、倉敷市	その他
広島	広島市、府中町	呉市、尾道市、福山市、海田町、坂町	〃
鳥取			全県
島根			〃
山口	下関市		その他
徳島		徳島市、鳴門市	〃
香川		高松市、丸亀市、坂出市	〃
愛媛		松山市、今治市、新居浜市	〃
高知		高知市	〃
福岡	福岡市、北九州市、志免町、粕屋町		〃
佐賀		佐賀市、鳥栖市	〃
長崎		長崎市、佐世保市、諫早市、大村市	〃
熊本		熊本市北区、熊本市中央区、熊本市南区、熊本市東区、熊本市西区	〃
大分		大分市、別府市、中津市	〃
宮崎		宮崎市、都城市	〃
鹿児島		鹿児島市、奄美市	〃
沖縄	那覇市、浦添市、沖縄市	宮古島市、石垣市	〃